

山柔協第19-331号  
令和元(2019)年6月21日

各市柔道協会等団体の長 様  
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会専務理事 永富明彦

### 「65歳を超えた審判員」の公認審判員賠償責任保険の2019年度における加入について

当協会の事業につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「全柔連公認審判員賠償責任保険」による65歳を超えた審判員の審判活動に関する保険制度について、下記のとおりお知らせしますので、周知等についてよろしくお願ひします。

#### 記

- 1 「全柔連公認審判員賠償責任保険」とは、全柔連の公認審判員（S、A、B、Cの各ライセンス）が行う“審判行為に起因して…法律上の損害賠償責任を負担することより被る損害に対して保険金を支払うことを目的”とします。

(1) 特別措置は以下のとおりです。

「現行の公認審判員賠償責任保険制度においては、公認審判員のみが保険の加入対象となっているが、従来、公認審判員であった者が、65歳を超えて審判活動を行う場合でも、当該保険に加入することができることとする」

- (2) ①年齢制限 ②審判員としての適正 ③審判員の名簿 ④審判活動の限定  
⑤ライセンスのエンブレムなどの条件は、別添のとおりです。
- (3) 当該・保険料は1人**210円**です。
- (4) 保険加入の手続きは、都道府県柔道協会が一括して行うこととされていますので、各チーム等でとりまとめ **7月10日までに当協会事務局**に、添付の申込書により申し込んでください。(メールでお願いします。)
- (5) 保険料の納入については、申込み責任者の方に個別に御連絡します。

#### 2 申込み・問合せ先

一般社団法人山口県柔道協会

〒 753-0871 山口市浅田引地581-2

電話・FAX 083-924-9510

E-mail [yjk@c-able.ne.jp](mailto:yjk@c-able.ne.jp)

2019 年 6 月 20 日

都道府県柔道連盟(協会)

会 長・理事長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟

事務局長 吉 田 行 宏

(公印省略)

**「65 歳を超えた審判員」の公認審判員賠償責任保険  
2019 年度における加入について(依頼)**

「全柔連公認審判員賠償責任保険」については、平成 20 年度から「65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について」を設けて保険加入を認めています。

つきましては、2019 年度における当該保険に加入を希望される方々の申込み手続きをされるようお願い申し上げます。

記

1 全柔連公認審判員賠償責任保険

「全柔連公認審判員賠償責任保険」は、全柔連の公認審判員（S、A、B、C の各ライセンス）が行う審判行為に起因して、審判員が法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に保険金が支払われる保険です。

2 65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について

「65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について」参照

3 保険加入手続き

加入手続きは、「保険加入申込書」により都道府県柔道連盟（協会）が一括して行ってください。加入申込みは 7 月 19 日（金）までをお願いします。一人 210 円×加入者数を指定金融機関に振込みしてください。

4 問い合わせ

問い合わせは、全柔連事務局・倫理推進室・小森（Tel03-3818-4199）までお願いします。

保険加入申込書（65歳を超えた審判員）

F A X 03-3812-3995 全柔連事務局 **倫理推進室** 宛 **7月19日(金) 回答締切**

2019年 月 日 都道府県柔道連盟(協会)ご名称

回答者(役職)ご氏名

ご連絡先・電話番号

2019年度「65歳を超えた審判員」の保険加入について(ご回答)

標記に関しまして、下記のとおりご回答(レ印ないし記述)します。

1. 「65歳を超えた審判員」の保険加入について、

- わが柔道連盟(協会)は…  加入します。  
 加入しません。

\*210円×( )人=( )円を下記の口座に振り込みます。

◇三菱UFJ銀行 春日町支店 普通No. 0330969

ザイ) センホソジユウトウレンメイ

公益財団法人 全日本柔道連盟

※振込にかかるお手数料は恐縮ですがご負担願います。

2. 保険加入する「65歳を超えた審判員」は以下のとおりです。

- |        |        |            |
|--------|--------|------------|
| ① (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ② (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ③ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ④ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑤ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑥ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑦ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑧ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑨ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑩ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑪ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑫ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑬ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑭ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |
| ⑮ (氏名) | (生年月日) | (以前のライセンス) |

もし、ご回答用紙が不足の場合、恐縮ですが、コピーをしてご活用ください。

## 65歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について

平成20年2月

先の評議員会で、都道府県柔道連盟（協会）から、65歳を超えた公認審判員の活用について要望と提案があったことについて、担当の審判委員会ならびに総務委員会により検討した結果、以下のとおり審判活動に関する措置を設ける。

基本的には、その審判活動の許可等については各都道府県柔道連盟（協会）の自主的な判断に任せることとし、本連盟公認審判員制度とは切り離し、下記ガイドラインに沿って取り扱うものとする。

### 記

1. 審判活動ができる対象者は、本連盟公認ライセンス（A・B・C）保持者だった者で、66歳以上70歳までの者のうち認可を受けた者は、「定年」前に保持していたライセンスのエンブレムを着用することができる。
2. 対象者としての審判員の適性判断は、所属の都道府県柔道連盟（協会）で行い、審判活動の認可を与える。
3. 認可を受けた対象者は、所属の都道府県柔道連盟（協会）内に限定して審判活動を行うことができる。
4. 認可を受けた対象者は、本連盟「公認審判員賠償責任保険」に加入しなくてはならない。
5. 所属の都道府県柔道連盟（協会）は、審判活動を許可した対象者としての審判員の名簿、及び公認審判員賠償責任保険の保険料を、当該年度の6月までに、全日本柔道連盟事務局総務課に届け出ること。

以 上

公益財団法人 全日本柔道連盟